

赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を前提とした兵庫県内への就職を支援するため、東京圏内の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条に規定する短期大学等を除く。以下同じ。）を卒業又は大学院を修了して、本市に移住した者に対し、地方就職学生支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方就職学生支援事業　国の新しい地方経済・生活環境創生交付金により、兵庫県と連携する移住学生支援補助事業をいう。
- (2) 移住　本市に永く住む意思を持った者が、本市の住民基本台帳に登録し、かつ、その生活基盤を専ら市内に置くことをいう。
- (3) 東京圏　東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域をいう。
- (4) 条件不利地域　次に掲げるいずれかの地域を含む市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）町村の区域をいう。
 - ア　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
 - イ　山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ　離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - エ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - オ　半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - カ　平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少率が10パーセント以上の市町村

(対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、内定先に係る就職活動（個別面接又は採用試験に限る。）に要した交通費（往復又は片道の費用1回分に限る。ただし、自家用車による使用を除く。以下「交通費」という。）又は移住にかかる移転費であって、交通費又は移転費の領収書（領収書に代わるものとして市長が認めるものを含む。）が発行されているものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、当該交付申請時において、別表の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の上限額は、交通費1万6,000円、移転費10万8,000円とする。ただし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から提出のあった領収書に記載のある金額が上限額を下回る場合は、その記載額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、地方就職学生支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の4月1日から2月末日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 内定証明書（様式第3号）又は採用証明書（様式第3号の2）
- (3) 卒業・修了証明書（ただし、在学中に交通費を申請する場合は在学証明書でも可能）
- (4) 交通費又は移転費の領収書
- (5) 本人確認書類
- (6) 第4条に規定する要件を満たすことを証する書類

2 前項の交付申請は、交通費、移転費それぞれ一人1回を限度とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、地方就職学生支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとし、補助金を交付しないことを決定したときは、地方就職学生支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定したときは、速やかに当該決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に補助金を支払うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定者は、交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職学生支援事業費補助金交付決定通知書再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、地方就職学生支援事業費補助金交付決定通知書〔再交付〕（様式第7号）を交付決定者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、地方就職学生支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、当該交付決定者に通知するものとし、既に補助金を支給している場合にあっては、期限を定めて当該給付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定による補助金の返還額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 虚偽の申請であることが明らかになった場合 全額
 - (2) 補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合 全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に本市へ転入しなかった場合(申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。) 全額
 - (4) 就業日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(退職日から3か月以内に兵庫県内の別の企業に就業する場合を除く。) 全額
 - (5) 本市への転入日又は要件を満たす雇用企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満で転出した場合 全額
 - (6) 本市への転入日又は要件を満たす雇用企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に転出した場合 半額
- 4 前項第5号及び第6号について、県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額に4分の3を乗じて得た額について返還を求めるものとする。ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町村に転出した場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	要件
(1) 移住元に関する要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 大学の卒業又は大学院の修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏のうち条件不利地域以外のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。</p> <p>イ 大学等の卒業又は修了年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住していること。</p>
(2) 移住先に関する要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 本市に移住したこと。ただし、交通費については、兵庫県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。</p> <p>イ 令和6年4月1日以後に本市に転入したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、同日以後に本市に移住する意思を有していること。</p> <p>ウ 補助金の申請時において、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。</p> <p>エ 本市に、補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に次号アの要件を満たす企業等に就職し、本市に移住する意思を有していること。</p>
(3) 就業先に関する要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 勤務地が兵庫県内に所在する企業等に、本表第1号の要件を満たす大学を卒業又は大学院を修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。</p> <p>ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>エ 補助対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住に係る経費（移転費）については可能とする。</p>

(4) 就業条件等に関する要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</p> <p>イ 本市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員（実質的に勤務地が限定される場合を含む。）としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。</p>
(5) その他の要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>イ 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。</p>

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

赤穂市長 宛

地方就職学生支援事業費補助金交付申請書兼請求書

赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請（請求）します。

1 申請者欄

フリガナ	生年月日		
氏名	年 月 日		
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在籍大学・学部 大学院			

2 地方就職支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。（両方の申請も可能））

交通費		移転費	
-----	--	-----	--

3 - 1 (交通費申請の場合) 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日		年	月	日
内定日		年	月	日

3 - 2 (交通費申請の場合) 移動経路 (往復)

4 (移転費申請の場合) 移転の内容

日付	年 月 日	
移住元住所		
移住先住所		
引越業者名		
費用	円	
就業先	企業名	
	所在地	

5 補助金の振込口座

振込先金融機関名	銀行・信用組合 金庫・農協		本店 支店 出張所
金融機関・支店番号		口座番号	
口座種類	普通・当座		
口座名義人	(フリガナ)		

※ 本人名義の口座に限る。

6 交付申請(請求)額

交付申請(請求)額	金	円
-----------	---	---

<添付書類>

- ・個人番号カード等の写真付き本人確認書類
- ・卒業・修了証明書（卒業又は修了日が就業開始日から1年以内のもの）
※在学中に交通費を申請する場合は在学証明書（卒業年次の確認ができるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
- ・交通費又は移転費の領収書
- ・就職先企業による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨が併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・補助金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（振込口座の情報が確認できるもの）

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

地方就職学生支援事業費補助金の交付を申請するに当たり、次のとおり誓約します。

誓 約 事 項

- 1 地方就職学生支援事業費補助金に関する報告及び立入調査について、赤穂市から求められた場合は、それに応じます。
- 2 赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請であることが明らかになった場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に本市へ転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）：全額
 - (4) 就業日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に兵庫県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
 - (5) 本市への転入日又は要件を満たす雇用企業への就業日のいずれか遅い日から3年末満で転出した場合：全額
 - (6) 本市への転入日又は要件を満たす雇用企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に転出した場合：半額
- 3 補助金の申請日から5年を経過する日までの間、申請日から1年ごとに就業証明書を市に提出します。また、市が直接、就業先である企業等に就業証明書の交付を求めるときは、これに同意します。
- 4 雇用企業に就業し、赤穂市に継続して居住する意思があります。
- 5 赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱に基づく事業の実施に際して提供した個人情報について、本事業の実施のために利用すること、及び当該事業を協働して行う兵庫県に提供することに同意します。
また、赤穂市が当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供又は確認する場合があることをあらかじめ承します。

年　　月　　日

署　名

赤穂市長　宛

様式第3号（第6条関係）

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明します。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0と記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する 特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市町間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など)

※地方就職支援金の要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

(以下は、申請者が記載してください。)
上記内定を承諾し、地方就職学生支援事業費補助金を申請します。

申請者氏名 :

様式第3号の2 (第6条関係)

採用証明書

以下の者を採用したことについて証明します。

1 採用者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2-1 採用活動情報 (交通費申請の場合)

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ • それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0と記載してください。) 円

2-2 赴任情報 (移転費申請の場合)

採用者住所 (移転前)	
採用者住所 (移転後)	
移転費支給額	(※支給していない場合は0と記載してください。) 円

3 就業条件等

入社日	年 月 日
勤務先所在地	
勤務地に関する 特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市町間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所であるなど)

※地方就職支援金の要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

電話番号 ()

担当者名

(以下は、申請者が記載してください。)
上記内定を承諾し、地方就職学生支援事業費補助金を申請します。

申請者氏名 :

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

赤穂市長

印

地方就職学生支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地方就職学生支援事業費補助金については、赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額の返還を求めます。
- ア 虚偽の申請であることが明らかになった場合：全額
 - イ 補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - ウ 補助金の申請日から1年以内に本市へ転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）：全額
 - エ 就業日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に兵庫県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
 - オ 本市への転入日又は要件を満たす雇用企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満で転出した場合：全額
 - カ 本市への転入日又は要件を満たす雇用企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に転出した場合：半額
- ただし、オ及びカについて、県内の他の事業実施市町や地域へ転出又は転居した場合は、返還すべき額に4分の3を乗じて得た額について返還を求めるものとします。
- (2) 補助金の交付に関し、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行う場合があります。
- なお、報告及び立入調査に応じないときは、虚偽の内容を申請したものと推定し、本要綱に定める返還を求める場合があります。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

赤穂市長

印

地方就職学生支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地方就職学生支援事業費補助金については、赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

赤穂市長 宛

地方就職学生支援事業費補助金交付決定通知書再交付申請書

赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により提出しますので、地方就職学生支援事業費補助金交付決定通知書の再交付をお願いします。

1 申請者欄

フリガナ	生年月日		
氏名	年 月 日		
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在籍大学・学部 大学院			

2 地方就職支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。（両方の申請も可能））

交通費		移転費	
-----	--	-----	--

3 - 1 (交通費申請の場合) 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日		年	月	日
内定日		年	月	日

3 - 2 (交通費申請の場合) 移動経路 (往復)

4 (移転費申請の場合) 移転の内容

日付	年 月 日	
移住元住所		
移住先住所		
引越業者名		
費用	円	
就業先	企業名	
	所在地	

5 再交付申請の理由

--

<添付書類>

- ・個人番号カード等の写真付き本人確認書類

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

赤穂市長

印

地方就職学生支援事業費補助金交付決定通知書[再交付]

年 月 日付けで提出のあった地方就職学生支援事業費補助金交付決定通知書再交付申請については、赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、再交付します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 補助金の交付条件

(1) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額の返還を求めます。

ア 虚偽の申請であることが明らかになった場合：全額

イ 補助金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：
全額

ウ 補助金の申請日から1年以内に本市へ転入しなかった場合（申請時に既に本市に住
民票がある場合を除く。）：全額

エ 就業日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に
兵庫県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額

オ 本市への転入日又は要件を満たす雇用企業への就業日のいずれか遅い日から3年未
満で転出した場合：全額

カ 本市への転入日又は要件を満たす雇用企業への就業日のいずれか遅い日から3年以
上5年以内に転出した場合：半額

ただし、オ及びカについて、県内の他の事業実施市町や地域へ転出又は転居した場合
は、返還すべき額に4分の3を乗じて得た額について返還を求めるものとします。

(2) 補助金の交付に関し、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行う場合
があります。

なお、報告及び立入調査に応じないときは、虚偽の内容を申請したものと推定し、本
要綱に定める返還を求める場合があります。

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

赤穂市長

印

地方就職学生支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した地方就職学生支援事業費補助金について、交付決定の全部又は一部を取り消したので、赤穂市地方就職学生支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

なお、既に支給している補助金については、期限までに返還してください。

記

1 取消理由

2 返還補助金及び返還期限

返還を命じる補助金の額	円
返還期限	年 月 日